

平成25年度「食の安全安心の確保に関する 基本的な計画(第2期)」に基づく施策の実施 状況

～概要版～

平成15年3月

- みやぎ食の安全安心基本方針策定

平成15年9月

- みやぎ食の安全安心アクションプラン策定

平成16年4月

- みやぎ食の安全安心推進条例施行

平成18年3月

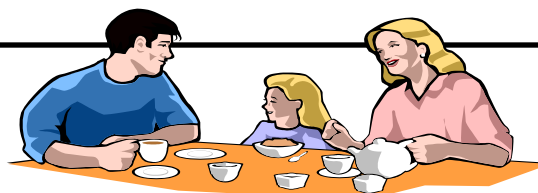
- 食の安全安心の確保に関する基本的な計画策定

平成23年3月

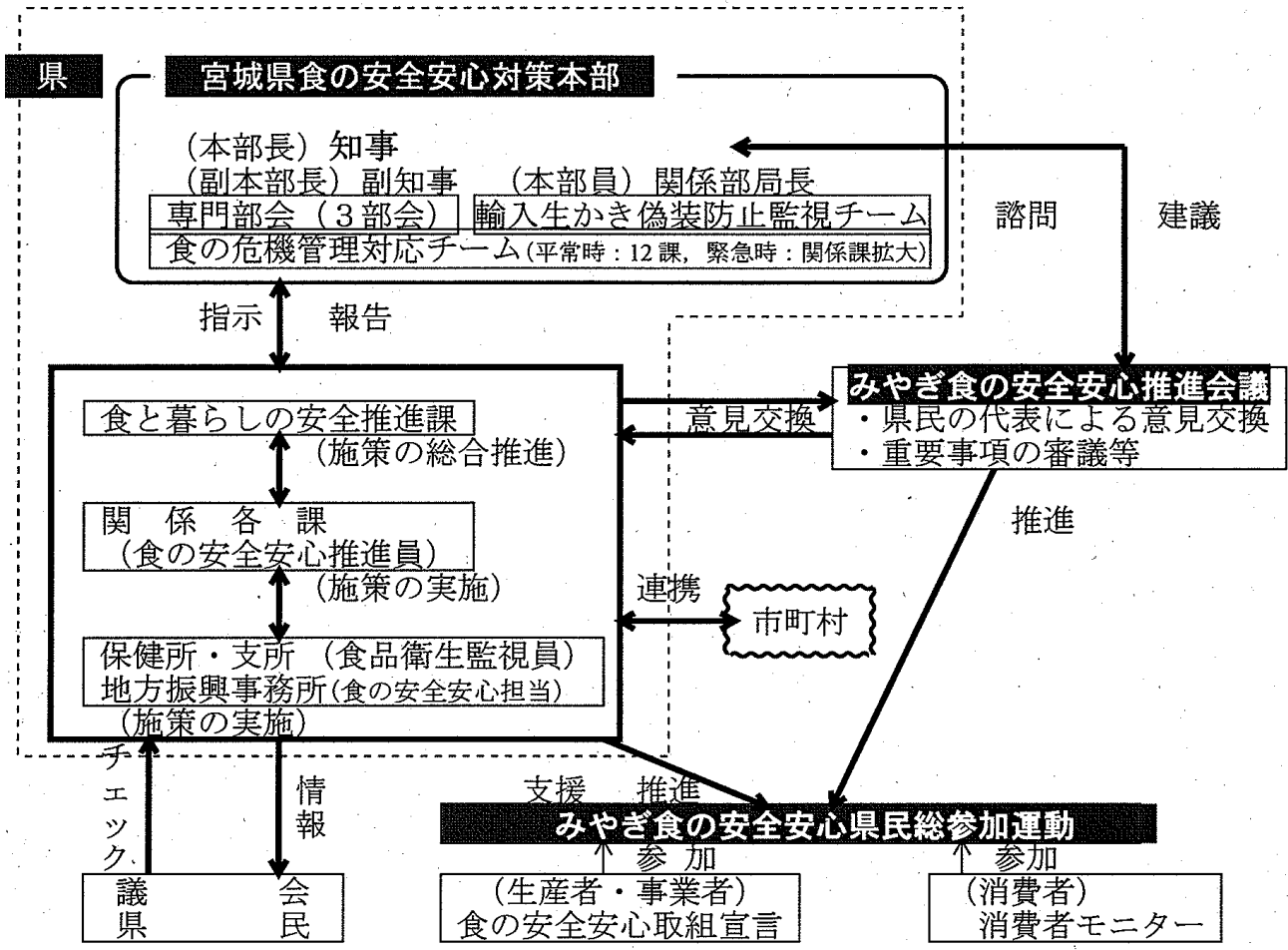
- 食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)策定

「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」に基づく施策の実施状況報告の趣旨

- みやぎ食の安全安心推進条例第14条により、本県の「食の安全安心の確保に関して講じた施策」について実施状況を取りまとめ、毎年度議会報告及び公表することで、食の安全安心の推進に資する。
- 議会報告については、平成19年度から開始。今回が8回目の報告となる。



食の安全安心推進体制



基本的な計画(第2期)

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1)生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援

ハ 事業者に対する支援

(2)監視指導及び検査の徹底

イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底

ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底

ハ 食品表示の適正化の推進

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1)情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集、分析及び公開

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

(2)県民参加

イ 県民総参加運動の展開

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1)体制整備及び関係機関等との連携強化

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実

ニ 国、都道府県、市町村との連携

(2)みやぎ食の安全安心推進会議

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

- 農 業 : みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の普及拡大, 農業生産工程管理(GAP)に基づく自主的な衛生管理の取組推進, 農薬の適正使用推進, カドミウム基準値超過米の発生抑制対策, 放射性物質濃度のデータを活用した営農指導, 食材王国みやぎ地産地消推進店の登録推進
- 畜 産 : 牛の生産履歴を管理する個体識別番号耳標の装着の継続, 家畜伝染病の発生予防とまん延防止
- 水 産 : カキ共同処理施設(浄化施設)復旧による安全対策, 貝毒検査と貝毒プランクトン調査
- 事業者 : みやぎHACCPの普及推進, 米トレーサビリティ法に基づく立入検査及び周知啓発, 食材王国みやぎ地産地消推進店の登録推進

(2) 監視指導及び検査の徹底

- 農薬・肥料・飼料・動物用医薬品販売業者等への立入検査, 高病原性鳥インフルエンザの監視・検査
- 県食品衛生監視指導計画に基づく飲食店及び食品製造施設の監視指導
- 農林水産物の放射性物質検査, 迅速な結果公表, 市町村等が実施する放射性物質測定検査に対する交付金による支援
- 主要魚市場への簡易測定器貸与による放射性物質のスクリーニング調査
- JAS法, 食品衛生法等に基づく監視指導
- 食品表示ウォッチャーによる食品表示モニタリング調査

施策の実施状況

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

- みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケートや食の安全安心セミナーの開催による県民の意向把握
- 県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果の公表
- 「地域の食と農の相談窓口」の設置
- 民間企業等と連携した地産地消のPR

(2) 県民参加

- 消費者が参加する「みやぎ食の安全安心消費者モニター」の募集, 消費者モニターを対象とした研修会の開催等
- みやぎ食の安全安心取組宣言事業者等による食の安全安心に関する取組の支援
- 食品の安全安心に関する相談窓口「食の110番」, 「食品表示110番」の設置による県民や事業者からの情報提供, 相談

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

- 関係課で構成する「食の危機管理対応チーム」の定期開催による事案等の情報共有
- 生かきのノロウイルス対策に関する新検査手法の実用化検討等, 食の安全に関する調査研究
- 違反食品や食品表示疑義情報に対する国・市町村等との連携

(2) みやぎ食の安全安心推進会議

- 食の安全安心の確保についての審議
- 施策の実施状況に対する評価と各施策への反映

施策の実施状況

4 食品に係る放射能対策（1から3の一部再掲）

イ 食品の放射性物質検査

- 「農林水産物等の放射性物質検査計画」による食品検査の実施, 安全が確認された食品の流通
- 県ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」等による検査結果の国内外への速やかな公表

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

- 食の安全安心セミナー, 地域懇談会の開催による消費者・生産者・事業者等による意見・情報交換
- 消費者モニター対象のアンケートによる「食と放射性物質」をテーマとした県民の意見把握
- 「食と放射性物質」をテーマとした消費者モニター研修会の開催

主な数値目標の実績

| 施策NO | 項目 | 平成21年度 (基準年) | 平成25年度 (実績) | 平成27年度 (目標値) |
|-------|--------------------------------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 1-(1) | 認定エコファーマー数 | 9,284人 | 6,296人 | 11,000人 |
| 1-(1) | 環境保全型農業取組面積 | 21,857ha | 28,332ha | 45,000ha |
| 1-(1) | 第三者認証GAP取得農場数 | 6農場 | 5農場 | 50農場 |
| 1-(1) | 耳標の装着率 | 100% | 100% | 100% |
| 1-(1) | 農作物有害動植物発生予察情報発行回数 | 10回 | 16回 | 10回 |
| 1-(1) | みやぎHACCP研修会の受講者数 | 48人 | 96人 | 100人 |
| 1-(2) | 肥料成分不足・違反点数割合 | 3% | 0% | 0% |
| 1-(2) | 動物用医薬品販売の違反件数 | 5件 | 3件 | 0件 |
| 1-(2) | 食品営業施設の監視指導率 | 100% | 112% | 100% |
| 1-(2) | かき処理場等の監視指導率 | 100% | 118% | 100% |
| 1-(2) | 食品検査率 | 95% | 98.4% | 100% |
| 1-(2) | 食品表示適正店舗数の割合 | 97.2% | 96.1% | 99% |
| 1-(2) | 食品表示に関する研修会 (消費者及び事業者を対象としたものに限る) | 15回 | 7回 | 20回 |
| 2-(1) | 県からの情報提供が十分・おおむね十分と感じる消費者モニターの割合 | 27.4% | 37.1% | 70% |
| 2-(1) | 「地域の食と農の相談窓口」相談件数 | 133件 | 70件 | 150件 |
| 2-(1) | 学校給食の地場野菜等の利用品目の割合 | 30.8% | 24.1% | 33.6% |
| 2-(2) | 食の安全安心取組宣言者数 | 3,320者 | 3,018者 | 3,500者 |
| 2-(2) | 消費者モニターの活動(参加)率 | 64% | 55.6% | 80% |
| 2-(2) | 各種講習会の参加者数 | 799人 | 595人 | 1,000人 |
| 2-(2) | 地方懇談会の開催 | 16回 | 8回 | 14回 |

平成25年度の施策の実施状況に対する推進会議の評価

| 施 策 項 目 | | | 評 価 |
|--------------------|-----------------------|--|-----|
| 1 安全で安心できる食品の供給の確保 | (1) 生産及び供給体制の確立 | イ 生産者の取組への支援 | B |
| | | ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援 | A |
| | | ハ 事業者に対する支援 | A |
| | (2) 監視指導及び検査の徹底 | イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底 | A |
| | | ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底 | A |
| | | ハ 食品表示の適正化の推進 | B |
| 2 食の安全安心に係る信頼関係の確立 | (1) 情報共有及び相互理解の促進 | イ 情報の収集, 分析及び公開 | B |
| | | ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進 | B |
| | (2) 県民参加 | イ 県民総参加運動の展開 | B |
| | | ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映 | B |
| 3 食の安全安心を支える体制の整備 | (1) 体制整備及び関係機関等との連携強化 | イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進 | A |
| | | ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応 | A |
| | | ハ 食の安全に関する調査・研究の充実 | A |
| | | ニ 国, 都道府県, 市町村との連携 | A |
| 4 食品に係る放射能対策 | | イ 食品の放射性物質検査 | A |
| | | ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進 | |

A : 達成している B : 概ね達成している C : 達成していない

平成25年度の施策の実施状況に対する推進会議の評価

| 施策項目 | 評価 |
|--|---|
| <p>1 安全で安心できる食品の供給の確保</p> <p>(1) 生産及び供給体制の確立</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマーにしてもGAP, 特別栽培農産物, JAS有機にしても, 努力して認定してもらっても, そのメリットや社会的意義が実感できていないのではないかと。まずは, 県自身が, 安全・安心な農産物に対する基本的方向性(JAS有機を目指すのか。特別栽培農産物の拡大なのか。県GAPからJGAP水準をめざすのか。エコファーマーの拡大なのか。)をもっと明確にしたほうがわかりやすい。消費者を含めて, 安全・安心な農産物生産の実態や方向性が十分PRされていないため, 十分理解されていないのが現実である。また, 安全・安心な農業生産の実績については, 県単独での取組だけでなく, 例えば環境保全米県民会議などの取組もカウントしていいのではないかと。 ・土壌環境の整備, 土づくりの指導の強化並びに推進は, しっかり行われており, 今後とも生態系に配慮した土づくりの持続性が求められている。 ・家畜伝染病や貝毒などの検査体制や発生予防の対策については, 最近ではペビー豚の病気が問題になっているので, 引き続き検査・監視の強化を要望したい。 ・ノロウイルス対策では, 検査期間をなるべく短縮して, 迅速な加熱指示, 逆に加熱解除の指示が遅れないように配慮し, 生産者への負担を軽減した安全な改善策を進めることを要請したい。 ・HACCP導入に取り組む事業者が増えていることは評価に値する。しかし, 地産地消推進店が年々増加しているのに, それへの評価がなされていない点は, 県のPRまたはアピール不足に見える。 ・中間流通業者, 販売店等におけるトレーサビリティシステムの構築については, 十分な実態把握が行われていない。今後, この分野のシステム構築が課題となってくる。 ・震災後, 復旧または新規に営業する企業が多くなってきている時期なので, HACCPの考えを浸透させたり, 「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」を普及するチャンスだと考えられる。 ・食材王国のPRIにとっても, 地産地消の取組やPRIにもっと力を入れることが課題といえる。 |
| <p>(2) 監視指導及び検査の徹底</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県は, 渡り鳥なども多く飛来する県なので, 鳥インフルエンザの危険性は高く, 風評被害にさらされやすい状況にあり, 特に注意が必要である。こうした点についての, 基本的な行政の対応については, 成果が出ている。しかし, 課題は新たな事象が起きた時への対応である。今後とも, こうした対応を強化する必要がある。農業は, 様々な分野で使用が行われているが, 食材王国並びに環境保全型農業を推進する本県にあつては, 生態系に配慮した農業の選択を県, 農協, 生産者で推進していく必要があり, こうした状況を消費者にアピールすることが要請されている。農業に関しては, 殺虫剤のニコチノイド系の使用に様々な意見が出ているが, 今後の国の方針への対応が必要になってくる。 ・食品営業施設, 食品検査による安全性の確保やBSE対策等については, きちんとした取組を行っていることは評価できる。しかし, この種の分野の評価は発生しないことが当然である。もし, 事件が発生した場合はその対応で評価が分かれてしまう。そこで, こうした分野では, 実害や風評被害を避けるための, 発生時のシミュレーションを想定することが課題となる。個別の課題では, 食品営業施設・かき処理場等の監視指導率と同時に食品検査率の向上が指摘できる。 ・生かきの検査については, 現在の検査法では時間がかかるので, その短縮が課題となる。同時に, 豚, 牛乳についての監視体制が検討課題である。 ・食品表示の適正化の推進については, 景品表示法の改正で監視指導など県の権限と責任が強化されることになった。ホテル等の飲食店においてメニュー表示とは異なる食材を使用して料理を提供していた問題などに対しては, 今後の県の監視対応が課題となる。その意味で, 食品表示ウォッチャーの活動の役割の強化も課題となる。 ・食品アレルギーに対する食品表示も大きな課題となっている。食物アレルギーはコンタミネーションを含めて注意が必要で, 生産現場の知識やモラルも問われるところである。命にかかわる事例も多く報告されていることを受け止めて, 生産・加工現場では安全に製造してほしいし, 今後, 多様化するアレルギー源情報が確認できたり, 表示または情報提供できる情報システムの整備が要請されている。 |

| 施策項目 | 評価 |
|----------------------------------|--|
| <p>2 食の安全安心に係る信頼関係の確立</p> | <p>(1)情報共有及び相互理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの情報提供が「十分」と感じているモニターが(増えたとはいえ)37%という数字は少ない。何が足りないのか、分析を行う必要がある。この点の改善が、風評被害をなくす方策になると考えられる。 ・県民運動を強化するためには、消費者モニターアンケートの調査結果でしか県民の反応を把握することができない状況は不十分である。広く県民が情報を提供することが課題となっている。「みやぎ食の安全安心」サイトへのアクセス件数が多いことから、消費者モニターアンケートについて一般県民に意見を求めるアンケートや直接県民の意見を求めることも1つの方策といえる。 ・「食材王国みやぎ」ウェブサイトは、大変レイアウトがきれいで、消費者、生産者への食についてのアピールができていますと評価できるが、観光サイトの色合いが強く、もっと食材についての情報をわかりやすく伝えてほしい。 ・今回、県が発行した農水産物直売所や生産・栽培方法の情報のガイドブックは、カラーで見やすく、わかりやすい。消費者と生産者・事業者との相互理解を進める上で効果的なので、今後も持続的に進めていただきたい。また、生産者と消費者の相互理解のための交流イベントに参加しやすい企画にしてほしい。 ・政府の「ふるさとづくり」の中でも、学校給食と地域社会は重要なテーマとされている。地産地消の拡大や風評被害対策でも、学校給食の活用は効果が高いので、県のPRをこの点でもっと強化してほしい。また、学校給食を給食センターに移行する市町村が多くなっているため、その状況にあったサポートが必要である。学校給食の食材は、加工されていると使いやすいが、取りたての味を味わう点で加工はマイナスになる場合もある。地場野菜が学校給食に活用できるように、品目別に細かな対応やサポートが必要になっている。 ・BSEに関する研修・説明会では、多くの消費者の参加が要請されるが、実際は、消費者の参加者が少なく、ほとんどが事業者や関係者だったことは、残念だった。広報の方法に工夫が必要ではないか。 |
| | <p>(2)県民参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せっかく考えた、新しい「食の安全安心取組宣言」のロゴマークをもっと多くの生産者、消費者にアピールする工夫が必要である。 ・景品表示法の改正によって、消費者モニターにお願いする監視業務は増える可能性が高い。消費者モニターの役割を拡大していくことは、県民総参加運動の充実につながり、消費者モニターのやる気も増すことにつながる。またこのことを通じて県民に情報が発信されるような仕組みづくりが求められている。また、ホームページやモニターだよりの活用など検討材料も多い。 ・「みやぎまるごとフェスティバル」の食の安全安心コーナーはパネル展示で地味な感じで致し方ないと思ったが、クイズなど参加型の企画も取り入れてほしい。 ・食品表示110番などに寄せられた県民の声がどう県の施策に反映されたのか、それをアピールする場がないのが現状である。県民の意見の把握が足りない。今回も食品衛生監視指導計画案に対するパブリックコメントが少ない。県HPが非常に分りづらいので改善してほしい。 ・地方懇談会8回の中に石巻や気仙沼などが含まれなかった。県民の意見の把握ということでこうした重要な地域でも開催してほしい。 |

平成25年度の施策の実施状況に対する推進会議の評価

| 施策項目 | | 評価 |
|-------------------|---|--|
| 3 食の安全安心を支える体制の整備 | (1) 体制整備及び関係機関等との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理基本マニュアルを県のHPでようやく見られるようになったが、最も全庁的対応が必要で、今後も長期戦になる放射能対策を作成してほしい。放射能対応をすることが風評を呼ぶと考えているためなのか、この点が不十分である。県は今後の長期戦を見すえた放射能対応マニュアルを作るべきと思う。 ・ヒスタミンの分析法の検討は大変に有難い話題である。加熱しても避けられない食中毒なので、ぜひ検査体制を早めに確立してほしい。 ・輸入食品は今後ますます増えると思われる。輸入食品に関する情報の収集と輸入食品の安全確保を希望したい。 |
| 4 食品に係る放射能対策 | イ 食品の放射性物質検査 ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの検査の中で放射性物質の含まれる可能性のある食材が分かってきたので、そのような食材を重点的に、市場を通さない物も必ず検査するようにしてほしい。 ・震災時に放出された放射能対策は前進しているが、福島での汚染水の流出・放出など隣県の宮城では今後も検査の充実や風評対策は欠かせない。水産物は魚市場でのベルトコンベアー式検査機導入などが進んでいるが、県民、国民へのアピールがもっとも必要。放射能の汚染対策と検査は表裏一体なので、それに除染もあわせた放射能個別の包括的マニュアルが必要である。 ・「放射能情報サイトみやぎ」のHP上での位置が下すぎる。生産者・事業者の食品の安全性を担保するためにも、県が安全性を訴えているという姿勢を可視化する必要がある。放射性物質とは今後も向き合っていく問題なので、きちんと安全性を確認しているんだという主張が大事ではないか。 ・消費者モニターの年齢層に偏りが見られる。学生や子育て世代等の若い年齢層の人たちが食の安全安心についてどのような考えを持っているのかについての情報収集が必要である。 |